

新

（弊害防止措置の適用除外の承認申請）

第十一条の二 証券会社、当該証券会社を子会社（法第二十八条の四第三項に規定する子会社をいう。以下この項において同じ。）とする持株会社（法第五十九条第一項に規定する持株会社をいう。以下この項において同じ。）、持株会社に該当しない当該証券会社の親法人等（法第三十二条第五項に規定する親法人等をいう。以下この項及び第十二条において同じ。）であつて当該証券会社の経営管理及びこれに附帯する業務を行う会社（銀行、協同組織金融機関、令第一条の九に規定する金融機関及び証券会社（外国証券会社を含む。）を除く。）、当該証券会社の親銀行等（法第三十二条第五項に規定する親銀行等をいう。以下この項及び第十二条において同じ。）若しくは子銀行等（法第三十二条第六項に規定する子銀行等をいう。以下この項及び第十二条において同じ。）、当該証券会社の親銀行等若しくは子銀行等を子会社とする持株会社（当該証券会社を子会社とする持株会社を除く。）、当該証券会社の親法人等若しくは子法人等（法第三十二条第六項に規定する子法人等をいう。第十二条において同じ。）である証券会社（外国証券会社を含む。）又はその他金融庁長官の指定する者（以下この条及び次条において「証券会社等」という。）が、それぞれ内部管理に関する業務（第三項に規定する内部管理に関する業務をいう。以下この項において同じ。）の全部又は一部を行うために、当該証券会社において第十二条第一項第七号に規定する行為をすることについて法第四十五条ただし書の承認を受けようとする場合は、当該証券会社は、内部管理に関する業務（承認を受けようとする業務に限る。次項及び次条において同じ。）について次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長に提出しなければならない。

一〜五 （略）

2 （略）

3 内部管理に関する業務とは次に掲げる業務をいう。

一〜六 （略）

七 電子情報処理組織の保守及び管理に関する業務

4 （略）

（弊害防止措置の適用除外の承認基準）

第十一条の三 金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長は、前条の承認申請書の提出があつ

旧

（弊害防止措置の適用除外の承認申請）

第十一条の二 証券会社、当該証券会社を子会社（法第二十八条の四第三項に規定する子会社をいう。以下この条において同じ。）とする持株会社（法第五十九条第一項に規定する持株会社をいう。以下この条において同じ。）、当該証券会社の親銀行等（法第三十二条第五項に規定する親銀行等をいう。以下この条及び第十二条において同じ。）若しくは子銀行等（法第三十二条第六項に規定する子銀行等をいう。以下この条及び第十二条において同じ。）、当該証券会社の親銀行等若しくは子銀行等を子会社とする持株会社（当該証券会社を子会社とする持株会社を除く。）、当該証券会社の親法人等（法第三十二条第五項に規定する親法人等をいう。第十二条において同じ。）若しくは子法人等（法第三十二条第六項に規定する子法人等をいう。第十二条において同じ。）である証券会社（外国証券会社を含む。）又はその他金融庁長官の指定する者（以下この条及び次条において「証券会社等」という。）が、それぞれ内部管理に関する業務を行うために、当該証券会社において第十二条第一項第七号又は第八号に規定する行為をすることについて法第四十五条ただし書の承認を受けようとする場合は、当該証券会社は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長に提出しなければならない。

一〜五 （略）

2 （略）

3 前二項に規定する内部管理に関する業務とは次に掲げる業務をいう。

一〜六 （略）

（新設）

4 （略）

（弊害防止措置の適用除外の承認基準）

第十一条の三 金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長は、前条の承認申請書の提出があつ

た場合において、法第四十五条ただし書の承認をしようとするときは、証券会社等が次の各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 内部管理に関する業務を公正かつ的確に遂行することができる人的構成及び業務運営体制を有していること。

二 四 (略)

(弊害防止措置)

第十二条 法第四十五条第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 七 (略)

(削除)

八・九 (略)

2 七 (略)

た場合において、法第四十五条ただし書の承認をしようとするときは、証券会社等が次の各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 内部管理に関する業務(前条第三項に規定する内部管理に関する業務をいう。以下この条において同じ。)を公正かつ的確に遂行することができる人的構成及び業務運営体制を有していること。

二 四 (略)

(弊害防止措置)

第十二条 法第四十五条第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 七 (略)

八 証券会社が、その親銀行等又は子銀行等と電子情報処理組織(当該電子情報処理組織が

当該証券会社とその親銀行等又は子銀行等との間で情報の伝達が行えないよう措置されて

いるものを除く。)を共有すること(金融機関の証券業務に関する内閣府令第二十七条第

十五号イ若しくはロ若しくは第十條第十五号イからハまでに掲げる顧客情報又は第七項第

一号から第四号までに掲げる顧客情報の伝達のために共有する場合を除く。)

九・十 (略)

2 七 (略)

新

（弊害防止措置）

第二十五条 行為規制等府令第十一条の二及び第十一条の三の規定は、法第十四条第一項において準用する証券取引法第四十五条ただし書の規定による承認について準用する。この場合において、行為規制等府令第十一条の二第一項中「を子会社（法第二十八条の四第三項に規定する子会社をいう。以下この項において同じ。）とする持株会社（法第五十九条第一項に規定する持株会社をいう。以下この項において同じ。）」、持株会社に該当しない当該証券会社の親法人等（法第三十二条第五項に規定する親法人等をいう。以下この項及び第十二条において同じ。）であつて当該証券会社の経営管理及びこれに附帯する業務を行う会社（銀行協同組織金融機関、令第一条の九に規定する金融機関及び証券会社（外国証券会社を含む。）を除く。）、当該証券会社の親銀行等（法第三十二条第五項に規定する親銀行等をいう。以下この項及び第十二条において同じ。）若しくは子銀行等（法第三十二条第六項に規定する子銀行等をいう。以下この項及び第十二条において同じ。））、当該証券会社の親銀行等若しくは子銀行等を子会社とする持株会社（当該証券会社を子会社とする持株会社を除く。）とあるのは「の特定金融機関（外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第三十二条第一項に規定する特定金融機関をいう。外国証券業者に関する内閣府令第二十五条第二項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第十二条において同じ。）」と、「親法人等若しくは子法人等（法第三十二条第六項に規定する子法人等をいう。第十二条とあるのは「特定法人等（外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第三十二条第一項に規定する特定法人等をいう。外国証券業者に関する内閣府令第二十五条第二項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第十二条と、「第十二条第一項第七号」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十五条第二項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第七号」と、「法第四十五条」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第四十五条」と、行為規制等府令第十一条の三第一項中「法第四十五条」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第四十五条」と読み替えるものとする。

2 行為規制等府令第十二条の規定は、法第十四条第一項において準用する証券取引法第四十五条第三号に規定する内閣府令で定める行為について準用する。この場合において、行為規

旧

（弊害防止措置）

第二十五条 行為規制等府令第十一条の二及び第十一条の三の規定は、法第十四条第一項において準用する証券取引法第四十五条ただし書の規定による承認について準用する。この場合において、行為規制等府令第十一条の二第一項中「を子会社（法第二十八条の四第三項に規定する子会社をいう。以下この条において同じ。）とする持株会社（法第五十九条第一項に規定する持株会社をいう。以下この条において同じ。））、当該証券会社の親銀行等（法第三十二条第五項に規定する親銀行等をいう。以下この条及び第十二条において同じ。）若しくは子銀行等（法第三十二条第六項に規定する子銀行等をいう。以下この条及び第十二条において同じ。））、当該証券会社の親銀行等若しくは子銀行等を子会社とする持株会社（当該証券会社を子会社とする持株会社を除く。）とあるのは「の特定金融機関（外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第三十二条第一項に規定する特定金融機関をいう。外国証券業者に関する内閣府令第二十五条第二項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第十二条において同じ。）」と、「親法人等（法第三十二条第五項に規定する親法人等をいう。第十二条において同じ。）若しくは子法人等（法第三十二条第六項に規定する子法人等をいう。第十二条とあるのは「特定法人等（外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第三十二条第一項に規定する特定法人等をいう。外国証券業者に関する内閣府令第二十五条第二項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第十二条と、「第十二条第一項第七号」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十五条第二項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第十二条と、「法第四十五条」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第四十五条」と、行為規制等府令第十一条の三第一項中「法第四十五条」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第四十五条」と読み替えるものとする。

2 行為規制等府令第十二条の規定は、法第十四条第一項において準用する証券取引法第四十五条第三号に規定する内閣府令で定める行為について準用する。この場合において、行為規

制等府令第十二条第一項中「親法人等又は子法人等」とあるのは「特定法人等」と、同項第一号中「証券仲介業務」とあるのは「証券仲介業務（金融機関の証券業務に関する内閣府令第六条第三号に規定する証券仲介業務をいう。以下同じ。）」と、「法第二条第十一項第一号」とあるのは「証券取引法第二条第十一項第一号」と、同項第二号中「法第二条第六項各号」とあるのは「証券取引法第二条第六項各号」と、「法第二十一条第四項」とあるのは「証券取引法第二十一条第四項」と、同項第三号中「法第二条第八項各号」とあるのは「証券取引法第二条第八項各号」と、「法第四十五条第二号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第四十五条第二号」と、同項第五号中「法第四十五条第一号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第四十五条第一号」と、同項第六号中「法第六十五条の二第一項」とあるのは「証券取引法第六十五条の二第一項」と、「令第一条の九」とあるのは「証券取引法施行令第一条の九」と、同項第七号中「その取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下この号において同じ。）、監査役、執行役」とあるのは「その国内における代表者、支店に駐在する役員（会計参与に類する役職にある者が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下この号において同じ。）」と、「証券会社若しくは」とあるのは「外国証券会社の国内における代表者、支店に駐在する役員若しくは使用人又は」と、「親法人等若しくは子法人等」とあるのは「特定法人等」と、「親銀行等若しくは子銀行等」とあるのは「特定金融機関」と、「第十条第十五号イからハまで」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十四条第二十六項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第十五号イからハまで」と、「証券仲介業務（金融機関の証券業務に関する内閣府令（平成十年総理府・大蔵省令第三十五号）第六条第三号に規定する証券仲介業務をいう。）」とあるのは「証券仲介業務」と、「同府令第二十七条第十五号イ若しくはロ」とあるのは「金融機関の証券業務に関する内閣府令第二十七条第十五号イ若しくはロ」と、「第七項第一号若しくは第二号」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十五条第二項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第十二条第七項第一号若しくは第二号」と、「親銀行等又は子銀行等」とあるのは「特定金融機関」と、同項第八号中「親銀行等又は子銀行等」とあるのは「特定金融機関」と、同項第九号中「法第四十五条」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第四十五条」と、第七項中「第一項第七号」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十五条第二項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第十二条第一項第七号」と、「親銀行等又は子銀行等」とあるのは「特定金融機関」と読み替えるものとする。

制等府令第十二条第一項中「親法人等又は子法人等」とあるのは「特定法人等」と、同項第一号中「証券仲介業務」とあるのは「証券仲介業務（金融機関の証券業務に関する内閣府令第六条第三号に規定する証券仲介業務をいう。以下同じ。）」と、「法第二条第十一項第一号」とあるのは「証券取引法第二条第十一項第一号」と、同項第二号中「法第二条第六項各号」とあるのは「証券取引法第二条第六項各号」と、「法第二十一条第四項」とあるのは「証券取引法第二十一条第四項」と、同項第三号中「法第二条第八項各号」とあるのは「証券取引法第二条第八項各号」と、「法第四十五条第二号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第四十五条第二号」と、同項第五号中「法第四十五条第一号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第四十五条第一号」と、同項第六号中「法第六十五条の二第一項」とあるのは「証券取引法第六十五条の二第一項」と、「令第一条の九」とあるのは「証券取引法施行令第一条の九」と、同項第七号中「その取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下この号において同じ。）、監査役、執行役」とあるのは「その国内における代表者、支店に駐在する役員（会計参与に類する役職にある者が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下この号において同じ。）」と、「証券会社若しくは」とあるのは「外国証券会社の国内における代表者、支店に駐在する役員若しくは使用人又は」と、「親法人等若しくは子法人等」とあるのは「特定法人等」と、「親銀行等若しくは子銀行等」とあるのは「特定金融機関」と、「第十条第十五号イからハまで」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十四条第二十六項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第十五号イからハまで」と、「証券仲介業務（金融機関の証券業務に関する内閣府令（平成十年総理府・大蔵省令第三十五号）第六条第三号に規定する証券仲介業務をいう。）」とあるのは「証券仲介業務」と、「同府令第二十七条第十五号イ若しくはロ」とあるのは「金融機関の証券業務に関する内閣府令第二十七条第十五号イ若しくはロ」と、「第七項第一号若しくは第二号」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十五条第二項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第十二条第七項第一号若しくは第二号」と、「親銀行等又は子銀行等」とあるのは「特定金融機関」と、同項第八号中「親銀行等又は子銀行等」とあるのは「特定金融機関」と、「第十条第十五号イからハまで」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十四条第二十六項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第十五号イからハまで」と、「第七項第一号から第四号まで」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十五条第二項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第十二条第七項第一号から第四号まで」と、同項第九号中「親銀行等又は子銀行等」とあるのは「特定金融機関」と、同項第十号中

「法第四十五条」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第四十五条」と、第七項中「第一項第七号」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十五条第二項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第十二条第一項第七号」と、「親銀行等又は子銀行等」とあるのは「特定金融機関」と読み替えるものとする。